

葛飾区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の届出に関する要綱

平成29年6月8日
29葛福介第217号
区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第22条第4項若しくは第44条第4項の規定による届出又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第7条第4項の規定による届出について必要な事項を定めることにより、宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全確保並びに宿泊サービスの健全な提供を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊サービス 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の指定を受けた事業者（以下「指定地域密着型通所介護事業者等」という。）が、当該指定を受けた事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所等」という。）の営業時間外に、その設備を利用し、当該指定地域密着型通所介護事業所等の利用者に対し、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスとして提供することをいう。
- (2) 宿泊サービス事業者 宿泊サービスを提供する者をいう。

(宿泊サービスを提供する場合の届出)

第3条 宿泊サービス事業者は、指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し、宿泊サービスを提供する場合は、宿泊サービスの提供開始前に、指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する開始届出書に係る書類を添えて、葛飾区長（以下「区長」という。）に届け出ること。

- 2 区長は、前項の規定による届出があったときは、次の事項を審査し、当該届出書を受理する。

- (1) 形式上の不備がないこと。
 - (2) 記載された内容が不十分でないこと。
 - (3) 記載された内容に虚偽がないこと。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者等は、前項の規定による受理の後、同項の内容に変更があった場合は、変更の事由が生じてから10日以内に指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する変更届出書に関係書類を添えて、区長に届け出ること。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者等は、当該宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに、指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する休止・廃止届出書により区長に届け出ること。

(遵守事項)

第4条 前条第1項の規定による届出をした指定地域密着型通所介護事業者等は、宿泊サービスの提供に当たり、葛飾区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成29年6月8日付け29葛福介第217号区長決裁）を遵守すること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決裁の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。